

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書									
件 名	産業廃棄物処分	作成月日	令和4年4月7日						
		作成部隊	総務部管理課営繕班						
		担当電話	原田技官 内線5291						
場 所	恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地								
概 要	汚泥処分 一式								
<p>1 総 則 本仕様書は、島松駐屯地から排出される「産業廃棄物処分」に適用する。</p> <p>2 疑 義 本役務実施に際し疑義が生じた場合は監督官と協議する。</p> <p>3 処分場所 産業廃棄物処分業の許可を受けている石狩振興局管内の処分場</p> <p>4 処分予定時期、種類、数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">処分予定時期</th> <th style="width: 45%;">処分予定種類</th> <th style="width: 30%;">処分予定数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年5月 ～令和5年3月</td> <td>車両整備工場等に設置している油分離槽の清掃により排出される汚泥</td> <td>38,000kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 用語の定義</p> <p>(1) 排出事業者とは、北海道補給処長をいう。</p> <p>(2) 委託業者とは、取扱う廃棄物に「汚泥」が含まれ、「産業廃棄物処分業」の許可を受けた者をいう</p> <p>(3) 契約担当官とは、分任契約担当官陸上自衛隊北海道補給処調達会計部長をいう。</p> <p>(4) マニフェストとは、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」をいう。</p> <p>6 処分に関する指示</p> <p>(1) 委託業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及びその他関係法令等に基づき、別途契約する収集運搬業者が運び入れる産業廃棄物を適正に処分すること。</p> <p>(2) 排出事業者は、収集運搬業者に対しマニフェストを交付する。</p> <p>(3) 委託業者は、排出事業者に対し最終処分終了後、マニフェストを速やかに提出する。ただし、最終提出日は令和5年3月31日とする。</p> <p>(4) マニフェストの数量欄には、委託業者が計量による重量を単位とともに記載し、合わせて計量票を提出する。</p> <p>(5) 委託業者は、契約担当官の許可を受けずに契約状況（数量、金額等）を第三者に開示してはならない。</p>				処分予定時期	処分予定種類	処分予定数量	令和4年5月 ～令和5年3月	車両整備工場等に設置している油分離槽の清掃により排出される汚泥	38,000kg
処分予定時期	処分予定種類	処分予定数量							
令和4年5月 ～令和5年3月	車両整備工場等に設置している油分離槽の清掃により排出される汚泥	38,000kg							